**平成２６年（フ）第３９０号**
奈良県桜井市大字粟殿15番地の12　111号室
債務者　橘　　英樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２号**
奈良市法蓮町1265番地
債務者　松岡　広美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第１２３号**
鳥取県境港市元町54番地
債務者　中居　　靖
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第８９２号**
広島市西区庚午北１丁目17番10号
債務者　二井本　健
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３５号**
徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵216－１
医療法人鈴木会ほのぼのホスピタル内、旧住所神奈川県鎌倉市二階堂58番地11
債務者　坂田　篤彦
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第６３号**
愛媛県今治市朝倉下甲1268番地１、前住所愛媛県今治市北鳥生町４丁目２－６　ロータス鳥生Ｃ202号、前々住所松山市久万ノ台176－３　サンライズ第３マンション502号
債務者　村上賢太郎
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２７年（フ）第２号**
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番32番地１町営上小路住宅３－３号
債務者　関　　信男
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２６年（フ）第３２０号**
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目22番地の１　インペリアル中田305号
債務者　石山　建三
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第２１２号**
神戸市西区中野２丁目１番地の７　フローラルコート202号、前住所神戸市西区王塚台５丁目466番地の５
債務者　榮　　理恵
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２４４号**
兵庫県明石市西明石西町１丁目７番22号
債務者　坂本　恵太
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２５２号**
神戸市西区枝吉５丁目14－１　シャトレ北川301号室、住民票上の住所兵庫県小野市上本町252番地の５
債務者　富山正一こと　朱　　英十
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第４号**
兵庫県明石市東朝霧丘27番38号　ピアシティ朝霧205号
債務者　安部　明敏
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
神戸市西区南別府１丁目６番地の５　ローズハイツ308号、前住所兵庫県明石市相生町１丁目８番22号　ピュアハイツ中崎601号
債務者　井上　幸司
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第１０号**
兵庫県明石市松が丘２丁目５番11－405号、前住所兵庫県三木市宿原1265番地の３　ローテローゼ恵比須205号
債務者　宇都　聡子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
神戸市西区岩岡町岩岡616番地の５　19－４号
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第１７号**
兵庫県明石市大久保町わかば２番19号　第366川辺ビル102号
債務者　勝又　　貴
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第１４８号**
福島県郡山市逢瀬町多田野字新池下23番地の24
債務者　横田希世美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係